

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8 階

非居住者に支払う退職一時金の税務上の取り扱い

Q 私は日本勤務した後、長く海外勤務をしており、海外勤務中に退職しました。退職時に海外で退職一時金をもらいましたが、この場合の税務上の取り扱いはどうなるのでしょうか？

解説

非居住者に支払う退職一時金については退職所得控除の適用を受けることができず、**20.42%**の税率が課されます。ただし、居住者との公平性から**選択課税の制度**があります。

1. 概要

個人の退職一時金については、**居住者であった期間に対して、20.42%で課税**されます。

$$\text{源泉徴収税額} = \text{退職一時金の額} \times \frac{\text{国内勤務期間}}{\text{総勤務期間}} \times 20.42\%$$

2. 選択課税

上記の計算式を使うと、長年国内で勤務した者が、国内勤務のまま退職した者と比較して、不利となるため、一時金を受け取る場合に**選択課税の適用**を受けることができます。

選択課税とは、本人の選択により、退職手当等の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同じ退職所得控除の適用後の金額で課税を受けることができます。

例) 退職一時金 2000 万円、国内勤務期間 15 年、総勤務期間 20 年

<非居住者として課税>

2000 万円×15 年/20 年×20.42%＝**約 306 万円**

<居住者として課税>

{(2000 万円-800 万円(退職所得控除))×1/2×20%-427,500 円}×102.1%＝**約 79 万円**

⇒**選択課税の適用を受けたほうが有利**

3. 選択課税の注意点

①選択課税を選択して還付請求する場合は、確定申告書を提出する必要があります。もし選択課税を受ける本人が日本にいない場合は**納税管理人**を通じて申告します。

②還付請求可能日より**5 年を経過している**場合、時効により還付請求できません。

要するに…

退職時に海外にいるか日本にいるかで退職金課税が公平になる制度があります。ただし、**海外勤務が長い場合は、選択課税の適用を受けないほうが有利となる**ケースもあるので注意です。